

令和5年度境港市介護保険運営協議会(第3回) 会議録

■ 日 時:令和6年(2024年)3月5日(火)午後1時45分~午後2時20分

■ 場 所:境港市役所 保健相談センター講堂

■ 出席者(敬称略) 会長…◎ 副会長…○

(委 員) ◎佐篠 邦雄 ○松本 幸永 足田 京子 稲賀 潔 植田 建造
遠藤 勳 來間 美帆 濱田 壮 山本 英輔

(事務局) 黒崎 享(福祉保健部長) 片岡 みゆき(福祉保健部次長兼長寿社会課長)
竹内 真理子(地域包括支援センター所長)
遠藤 史章(高齢者福祉係長) 赤井 和代(介護保険係長)

(欠席者) 阿部 明美

(傍聴者) なし

(日 程) 別紙資料のとおり

■ 会議録(要旨)

1、開会(片岡長寿社会課長)(13:45)

【事務局】

(1) 欠席報告

これより第3回境港市介護保険運営協議会を開催します。本日1名欠席者がおられますが、設置要綱第6条第2項の規定により、この会議が成立していることを報告します。

(2) 資料確認

2、佐篠会長あいさつ

3、報告事項について

【会 長】 それでは、3の協議事項に入ります。

(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護の指定、(2) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所の指定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 では、初めに「地域密着型特定施設入居者生活介護の指定について」ご説明いたします。協議事項①の1、2ページをご覧ください。

今回申請する事業所は1か所になります。先程の策定委員会でご承認いただき、第9期計画であげさせていただいておりました地域密着型の特定施設入居者生活介護の指定になります。

こちらは、既に清水町で有料老人ホームとして開設されている「境港すずかけの樹」の一部、15床を特定施設として開設するものです。

この特定施設は、母体が有料老人ホームなどで、厚生労働省令に定められている基準を満たし指定を受けることにより、介護保険の適用となる事業所として、利用者さんの個別のプランを作成し、入浴や排せつ、食事の介助など日

常生活や療養上の必要な支援、機能訓練を提供するものになります。

境港市での地域密着型特定施設入居者生活介護は初めての指定になります。

2. 人員基準については、(1) 介護職員、看護職員から(5) 管理者まで基準を満たして配置されております。

3. 設備基準は、サービス提供等に必要な設備基準を満たしており、運営規定には勤務体制、サービス計画の作成、苦情処理体制等、事業所の運営体制が記され、運営基準も満たしていることを確認しております。

指定日は、令和6年5月1日を予定しております。

3ページの次のページに地図を付けておりますのでご確認ください。

地域密着型特定施設入居者生活介護の指定については、以上です。

続いて、「介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所の指定について」ご説明いたします。協議事項②1、2ページをご覧ください。

平成30年度より開設している米子市の「いきいきヘルパーステーション」です。開設以降、境港市は事業実施地域対象外でしたが、利用の見込みがあることから新規指定の申請があったものです。

指定日は、令和6年3月20日を予定しております。

2. 人員基準については、(1) 訪問介護職員から(3) 管理者まで基準を満たして配置され、事務室等の設備は基準を満たしております。

4. 運営基準については、利用者と締結する契約書、重要事項説明書にサービス計画の作成、サービス内容、事業所の運営体制等が記されており、こちらも基準を満たしていることを確認しております。

また、最後のページに地図を付けております。確認ください。

説明は以上です。

【会 長】ありがとうございます。1つ目のすずかけの樹につきましては、第9期計画 P62 に15名ということで上がっていたと思います。基準は満たしているということですが、これにつきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
なければ承認ということによろしいでしょうか。

【委 員】了承

【会 長】では、承認ということで、ありがとうございます。

続いて、介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所の指定につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

【委 員】了承

【会 長】では、承認ということで、ありがとうございます。

4.その他

【会 長】それでは「4 その他」について、委員の皆さまから何かありますか。

【委員】特になし。

【会長】では、事務局から何かありますか。

【事務局】1点皆様にお諮りしたいことがあります。

介護保険法の改正により、R6.4月から、介護予防支援事業所、ケアプランを作る事業所になりますが、これまで要支援の方のプランは地域包括支援センターでしか作成できなかったのですが、居宅介護支援事業所が指定を受けると、要支援の方のプランも居宅介護支援事業所でも作成することができるようになります。

居宅介護支援事業所の指定に関しましては、この運営協議会に諮った上で指定をするという流れになっておりますが、居宅介護支援事業所の基準は介護予防支援事業所の基準を満たしているため、居宅介護支援事業所の指定を受けていることが、今回の要支援の方のプランを作ってもいいよというところの大前提にありますので、今既に居宅介護支援事業所として市内で動いておられる事業所が、要支援の方のプランも作りたいよということで、手を挙げて指定を受けられる場合に限り、事務局の方で指定の許可をする方向で進めてもよいか伺いたいと思います。

なお、事務局で行った指定の許可については、その後の運営協議会で報告をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】事務局から説明がありました内容についてご質問等ありませんか。

はっきり内容がよく分からないですが。

【事務局】補足をさせていただきます。簡単に言いますと、今まで要支援1、2の方については地域包括支援センターがプランを立てていました。要介護1から5については、居宅介護支援事業所という所がケアプランを立てていましたが、この4月からは、要支援の方のプランを、要介護1から5の居宅介護支援事業所が手を挙げて指定を受けたらプランを立てることができますよ、という国の改正が行われました。それに伴い指定をするにあたっては、本日2議案を挙げておりますが、運営協議会の委員の皆様の承認を得て指定をするということになっております。居宅介護支援事業所は、人員基準等事業所としての基準は既に満たしており、今の指定の状況にプラスして要支援1、2の方のプランを立てることも指定に加えるということだけになります。本来でしたら、手を挙げる度に運営協議会を開いて、許可をしてもよろしいでしょうか、ということをしていくのですが、そうすると令和6年度は度々運営協議会を開くようになってしまうため、人員基準や運営基準は既に満たしていることから、今の指定に要支援の方のプランを立てることもプラスさせていただき、「この事業所が手を挙げましたよ」ということを、事後報告になりますが、次回の運営協議会の方で報告させていただいてもよろしいでしょうか、というところになります。

【会長】通常であれば、今回のように承認をして許可が出るという形になりますが、人員基準を満たしているということで、改めて会議を開いて了承を得ずに事務

局の方で決定し、事後に報告を受けるということになるということですね。

【事務局】それかその都度運営協議会を開いて、本日のように基準について資料を付けて承認をいただくかというところですか。

【委員】問題ないと思います。新たに事業所を開設するわけではなく、従来あるものの中に加えるということですから問題ないと思います。

【会長】他にありませんか。

【委員】確認です。事後の承諾で構わないと思いますが、限られた回数ですので、途中で情報提供をして、こういったことが事業所から申請がありましたよということをされたらいかがですかということが1点と、もう1点は質問です。要支援のプランを立てる時、申請をして要支援が出ました。地域包括支援センターがいいですか、これだけの指定がありますけど…という選び方で行くのか、地域包括支援センターが関わっている方に意向確認を取るのかとか、その辺りの流れはどういう想定をされていますか。

【事務局】要支援1、2は地域包括支援センターの方でプランは立てていますが、委託ができる制度が既にあります。今、30件弱ですが介護のプランを立てている市内の居宅介護支援事業所のうち、3か所の事業所が地域包括支援センターからの委託で要支援1、2の方のプランを立てています。メインは地域包括支援センターになりますが、委託でモニタリングや訪問等はしていただいています。3か所の事業所が手を挙げて指定を受けられた際には、どちらのサービスを受けたいかということ聞きながらになりますが、おそらく地域包括支援センターよりも居宅介護支援事業所の方にメインで動いていただいておりますので、居宅介護支援事業所に移行していくのではないかと考えています。新規で相談があった方の中で要支援1、2が出た場合には、地域包括支援センターでプランを作れますが、居宅介護支援事業所でも要支援1、2のプランを作ることができますよ、どちらの事業所を選ばれますか、ということその場で確認させていただくことを考えております。

【委員】もう1点、逆の流れは想定していませんか。今回は居宅介護支援事業所でも要支援1、2のプランが作れますよ、ということですが、要支援が増えてきている現状を踏まえると、要支援でも居宅の方が目いっぱいだった時に、もっと重要性の高い介護の方に力を入れたいといった時に、要支援だから包括の方に流れるということも想定できると思うのですが。

【事務局】それもあり得ると思っています。

【委員】今までは人に説明する時とか困っている人とかに、要支援までは地域包括支援センターが何でも面倒を見てくれるよ、プランも立ててくれるよという説明で分かりやすかったけれど、行って見て好きなようにしてという感じになりますね。介護予防、要支援段階は全て地域包括支援センターに集約されているということで分かりやすかった。今回のこと自体は悪いことではないと思うけれども、住み分けみたいところは個人に任せるということなのではないでしょうか。個人が判断基準を持っているのかなっていうこと

ろが気になります。

【事務局】判断基準がない時には地域包括支援センターにご一報いただき相談をしてみてください、ということをお客様からお声かけいただければと思います。

【委員】もしかすると、地域包括支援センターの仕事がこの近年どんどん増えていっているので、少しそれを整理することを含め、国の方針が変わったから整理しようとするということもあるのでしょうか。

【事務局】法改正ではそういう風になりましたので、今、居宅介護支援事業所の方に介護保険係の方から「手を挙げますか？」というお知らせを出しており、実際手を挙げたいと言っておられる所もあります。限られた市内の事業所なので一定のところに行くとは落ち着くとは思いますが、令和6年4月から始まりますので、何回か運営協議会を開く回数が増えるところがあり、今回このような形で取らせていただけたらと思っております。また、書面ということもできますし、情報共有に止めてすることにご了承いただければそういう方向にいたしますし。

【会長】いろんな意見がありますが、口頭ではなかなかなので、文書か何かで分かりやすく、皆が読んでも分かるというようなものがあるとよいと思う。

【事務局】そうしますと、その都度書面で承認するかしないかということをお客様に伺いたいと思います。

【会長】そうではなくて、ルートが二つできるわけですね…

【事務局】本日の指定の2議案のように、指定するにあたっては運営協議会の皆様にお諮りし、そこで承認をいただかなければ指定ができないという流れになっています。今回のケースにつきましては、既にある居宅介護支援事業所の指定に要支援1、2の方の計画も作成することができるという指定を追加するというものになります。本来であれば、その手を挙げる事業所が出る度に運営協議会を開いて皆様の承認を得なければ指定をすることができないのですが、そうすると回数が増えていきますので、事後報告をさせていただいて、「指定しました」という事実を情報共有という形で、次回の運営協議会で「この事業所とこ事業所を指定しました」というご報告に代えさせていただいてもよろしいでしょうか、というところをお諮りしたいと思っております。

【会長】分かりました。

【委員】承認がなければいけないわけですね。既存の居宅介護支援事業所については、基準を全てクリアしてますから、「既存のものについては出てきたら承認します、ということをお客様に確認しました」と、承認を取ったと。出てくる度に「こういったことですよ」と報告をしていただく。そのためには、まず前提にこの会議で承認したということを確認する方法もありますし、1回1回会議を開かずに書面でもって持ち回り、「承認しました」ということで印鑑をもらう方法もありますし、1回1回運営協議会を開く方法もあります。1番か2

番で協議したらよいと思いますが、新規は会議を開く必要があると思います。既存のものは全て基準を満たしているわけなので、「出てくれば「承認します」という方針をここで確認した」ということで、あとについては承認したということを一任しているわけですから、書面で回していただければいいのではないかと思います。

【委員】システムをここで承認したということにして、あとは書面なり何かで具体的なことについて教えていただく。今日はそういうシステムを境港市として取り入れます、ということを確認していただくということですね？

申請が出てきて基準に合っていたら承認しますということですか？

【事務局】指定の基準は満たされていますので、要支援1、2の方のプランを立てるというのを新たに追加するという指定になります。人員基準や運営基準は既に満たしているの、毎回集まっていたのもどうかというところもありまして。本日2議案出しましたが、これは新たに指定するものでありますのでこのようにお諮りしているのですが、今回のケアプランの指定に限っては事後での報告でもよろしいでしょうか、それとも毎回したほうがよろしいでしょうか、というところです。

【委員】毎回開くのか、書面でやってしまうのかということですね。

【会長】今ありましたように、全ての基準を満たしておりますので、都度会議を開かずに、ここで承認をするという方向で事業を進めてもらいたいということによいですか？

【事務局】そのことを委員の皆様にお聞きして決めていただきたいのですが。

【委員】最大で10か所くらいありますか？

【事務局】7事業所になります。

【委員】最大で7事業所のうち手を挙げるところが何か所かあって、出てきたほど会議を開くのではなく、書面でという話。

【委員】次の会議の予定はいつになりますか？

【事務局】5月です。

【委員】では、その時に書面で「ここです」と出していただければ、そんなに遠い時期でもありませんし、良いのではないのでしょうか。

【会長】皆さん方、きちんと書類も出て基準も満たしているという所だったらいいじゃないかと思います。事後の承諾ということになろうかと思いますが。

【委員】承諾は事前でなければならぬので、4月1日承諾するためには事前に承諾が必要ということですよ？承諾はする方向で最大7事業所で了解をもって。

「この案件についてはこういうことがありましたよ」というお知らせで、「承諾をするという方針を確認した」ということでよいのではないのでしょうか。

【事務局】この1年間くらいで落ち着くと思いますので。

【委員】そうするとないですね。1回出てしまったら。

【委員】手を挙げてみたけど、実際どこまで出来るかは分からないところがある。

【会長】そういう事案が出てきましたら、出てきた時点で了承するという方向で進めてもらってもいいということですかね。

【委員】7事業所で出てきそうな事業所は何か所くらいですか？

【事務局】今手を挙げている事業所は1か所になります。

【事務局】ただ、まだ締め切りが来ておりませんし、4月1日超えても、やっぱりやらないと思ってたけれどやるとか。

【委員】とりあえずほぼ挙げますよね。挙げるだけ挙げといて、やるかやらないかは別として。

【事務局】ほぼ出てくると思っておりまして、ただ、それが同時に出てくるわけではありませんので、同時だったら1回で済むのですが、6月から始めるわということも想定できます。そうすると皆様の回数が増えてしまい申し訳ないなと思い、今回ご協議いただきたかったところです。次回5月を予定しておりますので、その時に報告をいたしますが、今手が挙がっている1か所の事業所が、2か所、3か所となりましたら、「今こういうところが手を挙げて指定をしました」という情報共有を、ペーパーになりますがお渡しして、5月に改めてご報告するという形でよろしいでしょうか？

【委員】承認は出てきた時点で承認したということですか？

【事務局】承認をいただいたということに。

【委員】この会議を開くまで、まだ事業として動いてはいけないということですか？

【事務局】そういうことではないです。

【委員】報告ということですね。この会議の時の。承認しましたということの報告ですね。

【事務局】皆様より承認を得たということにさせていただいてもよろしいでしょうかというところです。来年度以降になって新たな事業所が出てきた時には、要支援1、2の指定も一緒に付くような形になりますので、そういう場合は本日の2議案のように、事前に皆様にお示しして承認を得る形になります。既存の事業所だけについて、別のやり方でさせていただいてもよろしいでしょうか、というところです。

【委員】ちなみに、その事業所が基準を満たしていること以外に、こういう理由で指定をしないとかいうことはあり得ますか？何か問題があって…

【事務局】そういう場合は要支援1、2以外でも指定できない状況になってくると思います。指定取り消しの状況になってきますので、そういう場合は、運営協議会を急遽開く必要が出てきます。

【事務局】すみません。居宅介護支援事業所は市内7か所ではなく8か所です。

【委員】もし手を挙げなかった場合、今委託しておられますが、そういった事業所には委託に出さないということですか？

【事務局】委託をする時にどこでも、ということにはしていません。ケアマネジャーが一人だけの居宅介護支援事業所には委託しておりません。複数のケアマネジャーがおられる所に委託をしています。

【委員】もしそこが手挙げしなければ委託は止めるということですか？

【事務局】委託の制度は残っております。そのところはまたお話をさせていただきます。この方についてはこのまま委託で受けますよ、でもこちらの手は挙げません。ただ、同じようなことですが、委託をしていないところは事務処理がプラスになりますけれども、単価が変わります。委託の時には全単価ではありませんので、多分委託を受けておられる所は初めから手挙げをされて指定を受けられるのではないかと考えております。

【会長】ありがとうございます。十分基準を満たしたところはそのまま承認してもよいということで、この会議で承認していただければと思いますがよろしいでしょうか。その後の報告はしっかりしていただきたいと思いますが。

【委員】了承

【事務局】ありがとうございます。

【会長】それでは、この件については以上ですが他にないでしょうか。

5、閉会

【会長】それでは全ての日程が終了したので、本日の会は閉会とします。(14:20)